

## 書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
なし							

## 雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
井村保	重度障害者用意思 伝達装置の補装具 費支給制度におけ る種目構造のあり 方：市町村等への アンケート調査か ら	第32回リハ工学カンファ レンス講演論文集		175-176	2017
井村保	保健所における重 度障害者用意思伝 達装置の導入支援 状況に関する調査	日本難病看護学会誌	22(1)	50	2017
井村保	意思伝達導入支援 にかかわる意識調 査：医療機関と訪 問看護ステーション を対象としたア ンケートから	日本難病医療ネットワー ク学会誌	5(1)	56	2017



# 重度障害者用意思伝達装置の補装具費支給制度における 種目構造のあり方：市町村等へのアンケート調査から

A survey about prosthetic equipment type of structure about  
Japanese scanning communication aids: Summary of questionnaire survey for municipalities

○ 中部学院大学 看護リハビリテーション学部・井村 保

キーワード：補装具、意思伝達装置、購入基準

## 1. はじめに

重度障害者用意思伝達装置（以下、意思伝）にかかる補装具費の支給については、身体障害者更生相談所（以下、身更相）の適合判定を経て、市町村が行うことになっている。このとき、補装具費の支給対象となるものは、厚生労働省告示（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）（以下、告示）の購入基準に規定されているが、基準にないものでも真に必要な性が認められる場合には、特例補装具費として支給される場合がある。この数年、パーソナルコンピュータ（以下、PC）をはじめとする情報技術の発展により意思伝においても告示の基準にないが、同等の効果をもたらす機器等が開発・販売されている。しかし、その取扱いが既製品と異なる場合があり、各地で統一的な対応がとられていないことが危惧されるため、望ましい基準の設定にむけて、種目構造上の問題点の抽出および整理と明確化が必要になる。

## 2. 方法と結果

### 2.1 市区町村に対する支給状況の照会調査

補装具費の支給決定を行う全国すべての市区町村に対して、過去3年度にわたる、意思伝達装置の支給実績の有無、特例補装具費の実態等を郵送調査により照会した。

調査票は、2016年11月に全国1,741自治体に送付し、909自治体からの回答あった（回答率：52.2%）。

このうち、意思伝の支給実績ありは、398自治体（43.8%）で確認でき、1023件の申請中981件の支給があった。主な結果は以下の通り。

### (1) PCにソフトウェアを組み込んだ装置の申請

248自治体において、522件の受付が確認された<sup>1</sup>。このうち、25件（4.8%）は特例補装具として支給決定に至っている。

### (2) 視線入力方式による文字入力を行う装置（一体型）の申請

63自治体において、76件の受付が確認された。このうち、34件（44.7%）は特例補装具として、22件（28.9%）は基準内において支給決定に至っている。

### (3) 視線入力装置（視線検出装置を取り付けたPC）の申請

14自治体において、14件の受付が確認された。このうち、10件（71.4%）は特例補装具として支給決定に至っている。

### (4) 機種に関係なくソフトウェアのバージョンアップを目的とした耐用年数内の（再）申請

8自治体において、9件の受付が確認された。このうち、5件（55.6%）は特例補装具として、2件（22.2%）は基準内において支給決定に至っている。

### 2.2 身体障害者更生相談所等に対する判定基準等に関する照会調査

特例補装具費の詳細（支給機種名、判断基準等）等を把握している資料はない。そのため、実際に、適合判定を行う身更相ならびに対応件数の多い中核

<sup>1</sup> ただし、件数から判断すると本来は特例扱いでない機種（組み込みPC型の専用機器）もこの中に含まれていると考えられる

市、東京都特別区に対して、種目構造の改正案として検討が必要となる3項目にて、複数試案作成しその賛否（支持）や実施において想定される課題等を郵送調査により照会した。

調査票は、2016年12月に147の自治体等に発送し、78の自治体等からの回答があった（回答率：53.1%）。主な結果は以下の通り。

#### (1) 視線入力にかかる事項

##### 【A案】23

購入基準に新たな名称（方式）として「視線入力方式」を追加する（一体型の標準とする考え方）

##### 【B案】31

修理基準に「視線検出式入力装置（スイッチ）交換」を追加する（視線検出装置を文字等走査方式のスイッチとする考え方）

##### 【C案】10

日常生活用具として扱う（PCを操作する代替マウスとして情報通信支援用具を原則とする）

##### 【その他】6

#### (2) 専用機器の解釈にかかる事項

##### 【A案】36

現行の補装具制度を基本とし、専用機器としての利用制限あり（他への兼用・転用は認められない）

##### 【B案】23

現行の特例補装具の対応を基本とし、専用機器の機能を満たせば、他との兼用は可能とする（転用は認められない）

##### 【C案】9

現行の日常生活用具の対応を基本とし、本体は自己負担（アプリケーションのみ支給対象）とした上で、利用制限は行わない

#### (3) ソフトウェアのバージョンアップにかかる事項

##### 【A案】28

更新内容の把握や責任所在の明確化のために、修理基準で対応を基本とする

##### 【B案】22

一定の条件の範囲では、申請（届出）なしでの更新を認める（主な条件は下記）

- ・セキュリティレベルの確保や機能拡充を業者または自己負担で実施は可
- ・基準外の機能の追加は不可 等

##### 【C案】10

支給後の本体については自己責任のもと、利用者の判断で行ってよいとする

##### 【その他】2

### 3. 考察と結論

この数年、特例補装具費として、視線入力方式により文字を綴り意思伝達を行う装置の支給が増加していることが確認されていたが、福祉行政報告例のデータからは平成27(2015)年度では34件(5.6%)以上を占めることが明らかであった。加えて、市区町村への照会調査から、同じ装置であっても基準内の装置とみなして支給していることが、この他にも相当数確認できた。よって、意思伝が補装具の種目になった平成18(2006)年以降、種目構造の大きな変更は行われてこなかったが、視線入力による文字綴りが普及するとともに、特例補装具費としての支給実績が増加していることから、告示に定める基準での対応を検討することが速やかに求められる状況であるといえる。

しかしながら、市販されている機器を追跡し、対象として単純に基準に追加するのではなく、補装具としての要件や、現行の基準にある方式との整合性をふまえた見直しが求められる。具体的には、一体型より安価になる視線検出装置を取り付けたPCの支給も増加しており、基準額の設定のみならず、専用機器としての構造の在り方について再考が求められる。このような状況の対応について、いくつかの改正試案への支持内容を身更相ならびに東京都特別区・中核市の所管課に対して照会したが、提示した案では大多数の支持が得られたものはない。そのため、次年度に予定する専門家委員会では、これらの点をふまえ、上位2案についての課題についてさらなる検討が必要である。

#### 参考文献

- 1) 厚生労働省(編):「平成27年度 福祉行政報告例」

#### 付記

本研究は、平成28年度厚生労働科学研究費「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究」(研究代表者:白銀暁)の一部として実施したものである。

## 一般演題-30 (研究報告)

## 保健所における重度障害者用意思伝達装置の導入支援状況に関する調査

○井村 保 (いむら たもつ)

中部学院大学看護リハビリテーション学部

## 【研究目的】

筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 患者が、病状の進行した際に用いるコミュニケーション機器の1つに意思伝達装置がある。これは、障害者総合支援法に基づき補装具としての支給対象品であり、政令で定める難病患者の場合は身体障害者手帳の取得前でも申請可能で、支給される場合もある。そのため、難病医療受給者証の交付を行う保健所においては、適切な情報提供と他機関等との連携が求められる。本研究は、各保健所を対象としたアンケート調査から、これらのコミュニケーション支援実情を明らかにし、ALS 患者における意思伝達装置の導入がスムーズに行われるための課題とあり方を示すことを目的とする。

## 【研究方法】

調査は、2016年12月に全国の保健所(支所を除く)460カ所を対象に、研究概要や返送用封筒等とともに発送し、261件の有効回答(56.7%)を得ている。

(倫理的配慮) 本アンケートは、個人を対象としたものではなく、公的機関を対象としたものであるとともに、患者等の個人を対象とする質問は含まれていない(付議不要)。なお、任意回答ではあるが、説明事項の文書とともに配布し、返送をもって承諾とした。

## 【結果】

コミュニケーション支援における保健所の役割として多く選ばれたのは、専門機関への橋渡し(92.0%)、公的制度を利用するための指導助言(88.5%)であったが、実際に対応可能とされたものでは、他機関紹介(92.0%)、障害者総合支援法等の説明(75.9%)であり、対応できていない所も見られた。また、意思伝達装置に関する情報提供や対応としては、制度に関する説明(70.5%)、他の行政機関への引継ぎ(50.0%)は比較的多いものの、試用や指導に関しては、多いものでも事業者の33.0%であり、直接的な支援ではない場合が多くみられる。その他、対応に苦慮することとしては、意思伝達装置に関する情報不足(63.6%)、制度が難解(36.4%)等も見られた。

## 【考察】

補装具費支給事務取扱指針の中では、支給決定には他機関や保健師を含む専門職との連携を求める旨の記述がある。しかし、難病行政を所管する保健所で制度を十分に把握していなければ、適切な引継ぎではなく、いわゆる「たらいまわし」状態になることが危惧される。そのため、保健所においても、提供すべき情報を整理してまとめておくことが、相談に訪れる患者・家族の理解のみならず、保健師等の専門職員の制度理解等に有効であるとともに、結果として意思伝達装置の導入支援につながると考える。

本研究は、厚生労働科学研究費「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究」の一部として実施したものである。

A-1

難病コミュニケーション支援事業  
3か年で見えた課題  
- 島根県開催の事例を通して考える  
当事者団体の役割 -

日本ALS協会

○本間 里美、岡部 宏生、橋本佳代子、深瀬 和文

2015年から3か年、日本ALS協会では日本財団の助成を受け難病コミュニケーション支援事業を行った。目的をコミュニケーション支援の継続した支援体制の構築とし、その地域に見合った形ということに主眼をおいて活動を行った。事前調査でその地域の支援の実情を共有、必要な講習会、シンポジウムを開催、その後フォローアップを一連の流れとし、全てを当事者と共に活動した。3か年で7か所の開催となった。

今回は島根県での一連の事業の開催により、継続した支援体制構築につながった事例を振り返り、要因の検討並びに当事者団体の役割について考察した。

島根県での事業後の変化として、島根県OT協会のコミュニケーション支援費が5倍に増加、OT協会へのコミュニケーション支援相談件数(2014:2016/5件:19件)の増加、研修会参加人数(2014:2016/19件:24件)の増加、難病相談支援センターの貸し出し機器予算の増加、島根県のコミュニケーション支援メーリングリストの作成、OT協会、難病相談支援センター主催のコミュニケーション支援サロンの定期開催、コミュニケーション支援ブックの作成があった。

これら好転的変化の要因としては、今回の事業により既に熱心に活動していた難病相談支援センター担当者、OT協会IT支援チームと島根県支部を繋げ、島根の当事者が何を必要しているか共有できたこと、事業の周知徹底が十分にできたこと、シンポジストに行政を招き実態を把握してもらえたことがあると考えた。

一方、残る課題は、病院と在宅支援者のコミュニケーション支援技術の向上、メーリングリスト等のネットワーク周知徹底があげられる。当事者団体としては自身の生活を支援者に知ってもらう試みとして「訪問可能当事者リスト」の作成、コミュニケーション支援サロン等へ当事者として積極的に参加することを役割とし、当事者だからできる支援継続への動きを考えている。

A-2

意思伝達導入支援にかかわる意識調査：医療機関と訪問看護ステーションを対象としたアンケートから

中部学院大学 看護リハビリテーション学部

○井村 保

【目的】 重度障害者用意思伝達装置(以下、意思伝)の導入においては、対象者の多くが指定難病である筋委縮性側索硬化症(以下、ALS)であることから、意思伝の導入前後における身体評価や利用指導は、病院等の医療機関や訪問看護ステーション等の訪問リハビリテーション等に関わる場合も多い。このとき、医療機関等での意思伝の取り扱い経験の有無・多少も支援実施に影響することが危惧される。本研究は、このうち、医療機関および在宅看護ステーション等を対象として、意思伝の導入支援にかかわる実態等の調査を行うことで課題の明確化を目的とする。

【方法および回収状況】 調査票は、2016年12月に、病院・診療所、訪問看護ステーションの中から967カ所に対して、説明文書・返信用封筒とともに発送し(うち35通は異動等での返送)、返送をもって承諾とした。有効回答数120通(回収率12.9%)であった。うち、意思伝の導入支援にかかわった経験があるのは、89カ所であり、以下の集計対象とする。

【主な結果】

1) デモ機の確保について

・自己所有:1(1.1%)、他機関から借用:13(14.6%)、業者等から借用:36(40.4%)、その他:7(7.7%)

2) 可能な支援内容について

・入力装置の調整・再適合:47(52.8%)、本体設定の調整:37(41.6%)、操作方法の指導:53(59.6%)、インターネット設定等:27(30.3%)

3) 他機関連携について(自由記述)、具体例の記載あり:27(30.3%)、

・医療機関・リハセンター(3)、保健所(4)、事業者(4)、ALS協会(3)、訪問リハのOT(2)など(重複あり)

【考察】 意思伝の導入支援では、試用機の確保のみならず、早期からの連携した対応が必要になる。試用機確保については業者依存が高く、購入にならない場合や比較・検討のための試用となると、事業者には過度の負担になっていると考えられる。判定前の試用とともに、医療機関等を含む他機関連携のみならず、試用機の確保の方法やその費用についても併せて検討が必要である。